

消費者

試供品で思わぬ請求！

無料だと思い込まないで！



ある日、Aさんに業者から電話があり、「健康食品のサンプルを送ります。お試しで10日分です」と言われました。サンプルなら無料だと思ったAさんは承諾し、数日後、健康食品が届きました。開けてみると健康食品と500円の請求書が入っていて、無料だと思っていたAさんは驚いて消費者センターに相談しました。

これは、「試供品」「サンプル」「お試し」などの言葉から無料だと思って健康食品を送ってもらったら、実は有料の商品だったという事例です。

事例のように、業者が無料か有料かはつきりと言わず、消費者も試供品と聞いて無料だと思い込み、トラブルになるケースがあります。

試供品と言われても、無料のものなのかどうかを確認するようにしましょう。

また、実際に試供品が無料であってもその後高額な商品を勧められた

り、注文後、一定期間内に連絡をしないと自動的に定期購入が始まる場合もあるので注意しましょう。

なお、事例のAさんのように、電話勧誘販売であれば、原則契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフで無条件に解約できますが、まずは試供品だからと安易に承諾せず、相手にきちんと契約内容を確認することが必要です。

さらに、最近はインターネットでも同様のトラブルが発生しています。インターネットの広告を見て、送料のみの負担だと思い試供品を注文すると、実は一定期間内に解約を連絡しなければそのまま定期購入になるというものです。

この場合、送料をクレジットカードで支払うことが多いため、定期購入になると自動的に引き落とされてしまいます。購入する際は、規約などで条件をきちんと確認しましょう。

■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。